

さいたま市規則第9号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(敷地境界基準)			(敷地境界基準)		
第49条 条例第64条の規定による規則で定める敷地境界基準は、 <u>市長が定める方法</u> により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であることとする。			第49条 条例第64条の規定による規則で定める敷地境界基準は、 <u>大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他適切と認められる方法</u> により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であることとする。		
別表第2（第22条、第37条、第41条関係） ばい煙に係る規制基準 (1)～(4) [略] (5) 維持管理に係る規制基準 指定ばい煙発生施設の維持管理に係る規制基準は、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。			別表第2（第22条、第37条、第41条関係） ばい煙に係る規制基準 (1)～(4) [略] (5) 維持管理に係る規制基準 指定ばい煙発生施設の維持管理に係る規制基準は、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	施設の種類	規制基準	項	施設の種類	規制基準
1	[略]	(1)～(8) [略] (9) 冷却設備及びばい煙処理設備に <u>堆積</u> したばいじんを除去すること。 (10)～(12) [略]	1	[略]	(1)～(8) [略] (9) 冷却設備及びばい煙処理設備に <u>た</u> い積したばいじんを除去すること。 (10)～(12) [略]
2	[略]	(1)～(6) [略] (7) ばい煙処理設備に <u>堆積</u> したばいじんを除去すること。	2	[略]	(1)～(6) [略] (7) ばい煙処理設備に <u>たい積</u> したばいじんを除去すること。
3	[略]		3	[略]	
4	[略]	(1)～(6) [略] (7) 冷却設備及び除	4	[略]	(1)～(6) [略] (7) 冷却設備及び除

		去設備に堆積したばいじんを除去すること。 (8)～(10) [略]
--	--	--------------------------------------

備考 [略]

別表第4 (第22条関係)

粉じんに係る規制基準

指定粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に係る規制基準は、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	施設の種類	規制基準
1	[略]	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)～(5) [略]
[略]		

様式第9号 (第30条関係)

指定粉じん発生施設設置 (使用・変更) 届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

別紙1

指定粉じん発生施設 (堆積場) の構造並びに使用及び管理の方法

[略]		
規	[略]	
模	堆積能力 (t)	[略]
	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t)	[略]
使用及び管理の方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要	[略]
	[略]	

備考

1 [略]

2 「堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ

		去設備にたい積したばいじんを除去すること。 (8)～(10) [略]
--	--	---------------------------------------

備考 [略]

別表第4 (第22条関係)

粉じんに係る規制基準

指定粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に係る規制基準は、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	施設の種類	規制基準
1	[略]	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)～(5) [略]
[略]		

様式第9号 (第30条関係)

指定粉じん発生施設設置 (使用・変更) 届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

別紙1

指定粉じん発生施設 (たい積場) の構造並びに使用及び管理の方法

[略]		
規	[略]	
模	たい積能力 (t)	[略]
	たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量 (t)	[略]
使用及び管理の方法	たい積場がその中に設置されている建築物の概要	[略]
	[略]	

備考

1 [略]

2 「たい積物の種類、性状及び通常の年間延べ

「堆積量」の欄には、比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。

3～5 [略]

別紙2・別紙3 [略]

「べたい積量」の欄には、比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べべたい積量について記載すること。

3～5 [略]

別紙2・別紙3 [略]

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。